

こども[★]も[★]誰[★]でも通園制度

こども誰でも通園制度本格実施について

令和8年（2026年）3月

こども未来局教育保育部 幼保連携政策課

1 「こども誰でも通園制度」とは

(1) こども誰でも通園制度の概要

こどもまんなか
こども家庭庁

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等 <small>※小学校就学まで</small>						小学校 <small>※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから</small>
就労要件なし	こども誰でも通園制度 ・就労要件を問わない ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 <small>※0歳6か月から満3歳未満を想定</small>			幼稚園 <small>※満3歳から小学校就学まで</small>			

○ 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」(※)を規定。
 (※) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

○ 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化

令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・118自治体で実施	○ 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業） ・自治体の判断において実施	○ 法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で実施

◇対象となる子ども（利用者）

以下のすべてにあてはまり、保護者からの申請により、市町村が認定した子ども。

- ・ 保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設等に通っていないこと。
- ・ 利用日時点において0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）であること。

※令和8年度以降は、姫路市外に居住している子どもも利用対象となります。

◇利用可能時間

本市居住の子どもは、一人当たり月10時間まで（他市町村の子どもは、経過措置として利用可能時間が月3～10時間未満の場合があります）。

令和8年度以降は複数の施設や市町村の区域を越えて利用が可能になるため、国が運営する「こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）」を用いて、子どもごとの利用可能時間の確認や予約管理、利用実績登録等を行います。

◇こども誰でも通園制度の実施に関する手引きについて

事業実施者や従事する保育者等が、制度の趣旨目的を理解するとともに、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法等、適切に事業を実施する上で参考となる事項を示しています。

目次

I 基本的事項

1. 制度の意義

- (1) 基本的な考え方
- (2) こどもの成長の観点からの意義
- (3) 保護者にとっての意義
- (4) 保育者にとっての意義
- (5) 事業者にとっての意義
- (6) 制度の意義を実現するための自治体の役割

2. 制度の概要

- (1) 制度の概要
- (2) 事業の全体像

II 事業実施の留意事項

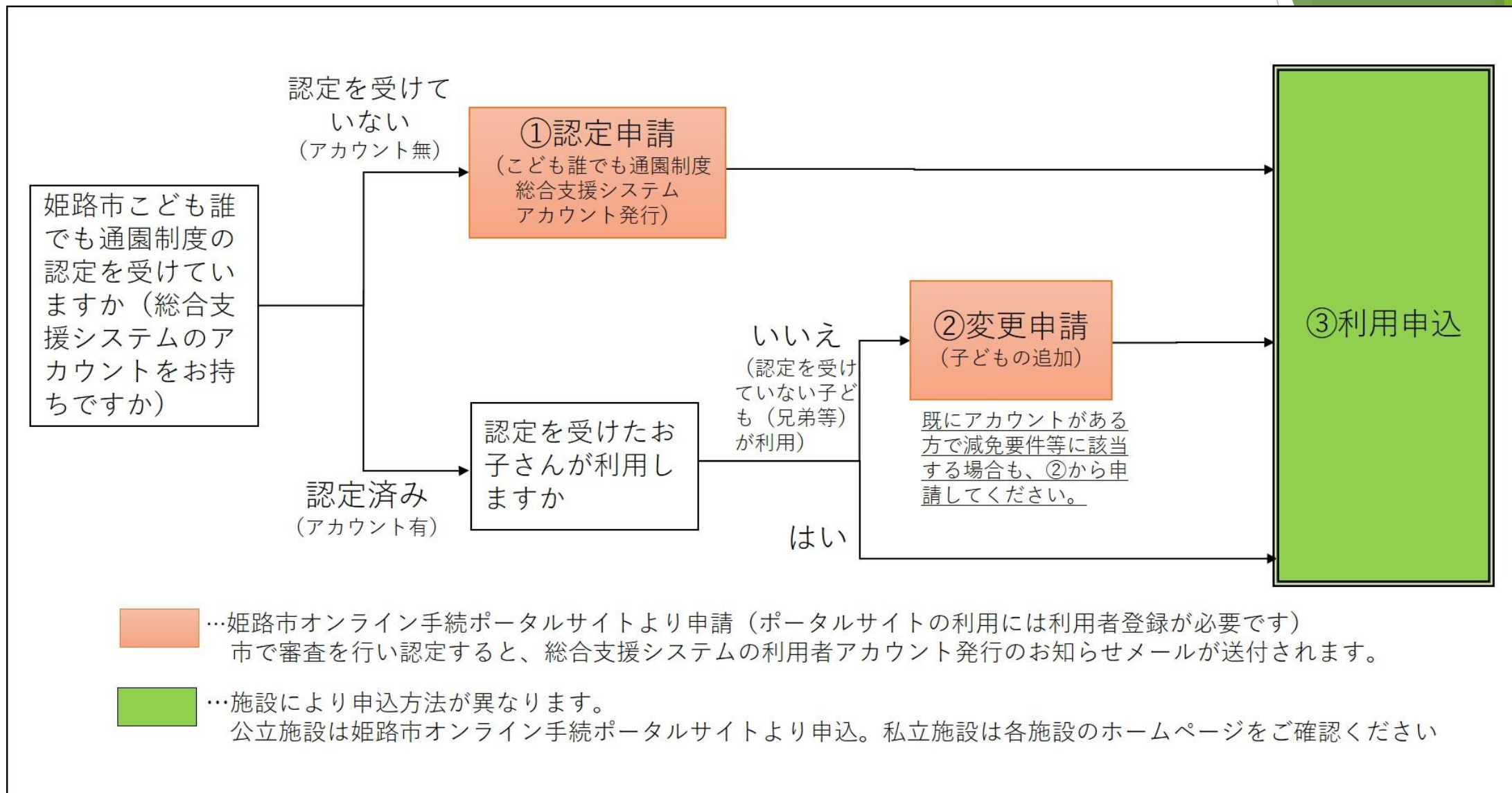
1. 共通事項
2. 通園初期の対応
3. 年齢ごとの関わり方の特徴と留意点
4. 特別な配慮が必要なこどもへの対応
5. 計画と記録
6. 保護者への対応
7. 要支援家庭への対応上の留意点
8. その他

III その他の留意点等

1. 個人情報の取扱いについて
2. 他制度との関係
3. 職員の資質向上等

こども家庭庁ホームページ (<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>) より

(2) 利用方法



(3) 利用実績の管理方法

◇こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）について

令和8年度からすべての自治体でこども誰でも通園制度を実施するにあたり、広域利用に対応し、利便性や安全性を確保しつつ、運用の効率化を図るため、市・事業者・利用者が共同で利用する「こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）」が国で整備され、運用されています。

<システムの基本機能>

機 能	内 容
①予約管理・利用実績管理	利用者がシステム上で施設を検索、事前面談日や利用日を予約する（事業者はシステム上で承認）。登降園時間をシステムに記録することで、月10時間の時間管理をシステム上で行える。キャンセルも利用者がシステム上から行える。
②データ管理	子どもの情報をシステム上で登録し、事業者が子どもの情報を把握したり、利用履歴を登録することで次回以降の預かりの参考にすることが可能。また、市がシステム上で利用状況を確認できる。
③請求書発行	利用時間や加算等に応じて請求金額が自動的に計算される。（毎月請求→毎月支払いの予定）

(4) 給付単価

公定価格に基づき、子どもの受入実績に応じて給付を行います（法定代理受領）。

◇基本分単価（1時間あたり）

基本分単価	0歳児：1,700円
	1歳児：1,400円
	2歳児：1,400円

◇加算

障害児加算	1時間あたり単価600円
医療的ケア児加算	1時間あたり単価2,500円
要支援家庭のこども加算	1時間あたり単価600円
初回対応加算	1回あたり単価 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円
生活困窮家庭等負担軽減加算	1時間あたり単価生活保護世帯：300円上限 市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合： 200円上限
保護者支援面談加算	1回あたり単価1,400円

(5) 保護者負担額

- ・ 給付単価以外に、事業所の取り組みに応じて必要な額を利用料として徴収し、事業実施にかかる費用の一部に充てることが可能（国基準：子ども一人1時間あたり300円）。
- ・ 加えて、給食費やおやつ代等の実費負担について、保護者同意の上で徴収することができる。
- ・ 利用料及び実費負担額は、事業実施者が指定する方法により、都度払いもしくは月額払いで、保護者が事業実施者に直接支払う。

2 事業開始にあたって検討すること

(1) どのような方法で行うか

一般型	在園児とは別に定員を設けて受け入れを行う。	
	在園児合同実施	保育所等の在園児と一緒に過ごす
	専用室独立実施	保育所等の専用室で在園児とは別に過ごす
	独立施設実施	保育所等に併設せず、この事業のみを実施する施設で実施
余裕活用品	保育所等の空き定員の枠を活用して受け入れを行う。	

※ 姫路市の事業者公募では、一般型のみを募集しています。

実施方法	実施パターン	専用スペース	専任職員の配置	メリット	デメリット
①一般型（在園児合同）	通常教育・保育との合同・併用による実施	不要	必要	専用スペースが不要	在園児の中に一定時間のみ加わるため、在園児との関係性や保育内容に配慮が必要
②一般型（専用室独立実施）	園の空き教室等を活用	必要	必要	在園児とは別の部屋で過ごすため、在園児の生活リズムを考慮する必要がない。活動内容等に応じて在園児と交流も可能	専用スペースが必要。0～2歳の、年齢や発達が異なる子どもが同じ空間で過ごすため配慮が必要

◇設備の基準及び人員配置基準

	一般型（在園児合同）	一般型（専用室独立実施）
設備の基準	【0～1歳児】乳児室：1.65㎡/人、ほふく室：3.3㎡/人 【2歳児】保育室又は遊戯室：1.98㎡/人	
人員配置基準	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1 ・事業に従事する職員として保育従事者を配置し、そのうち半数以上は保育士とする。 ・保育従事者の数は2人を下ることはできない。 ・保育従事者は専従職員でなければならない。	

◇保育従事者等への研修

事業の意義・目的・仕組みや年齢ごとの関わり方の留意点等について、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（こども家庭庁）や、子育て支援員研修の新コースの内容を活用した動画視聴型の研修教材等を用いて、専従職員をはじめ、施設管理者や他の職員等、園全体で共有・理解するための研修を実施すること。

◇保育士以外の保育従事者

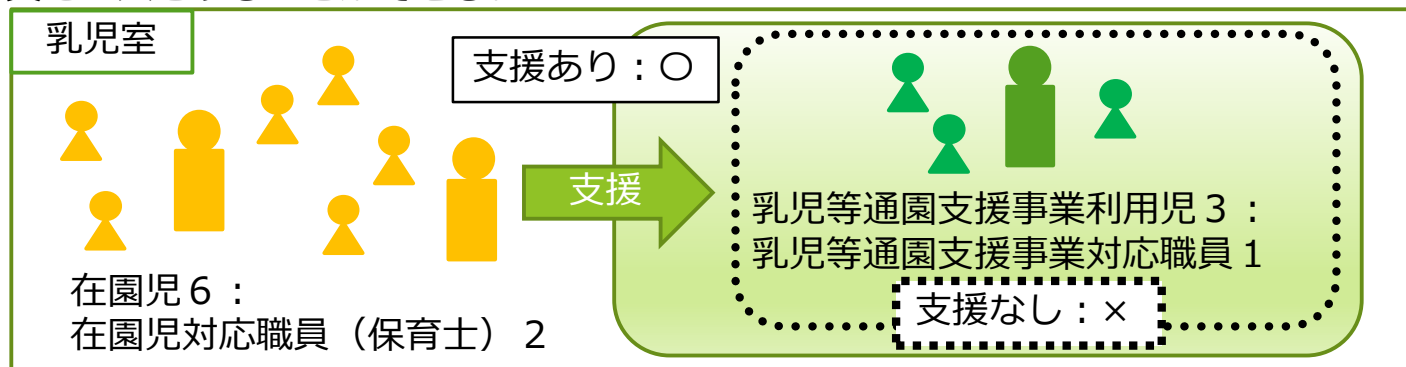
保育士以外の保育従事者は、令和8年度から子育て支援員研修に新たに設けられる本制度用の専門研修（新コース）を修了した者とする。

◇職員配置の緩和規定

・一般型（在園児合同）

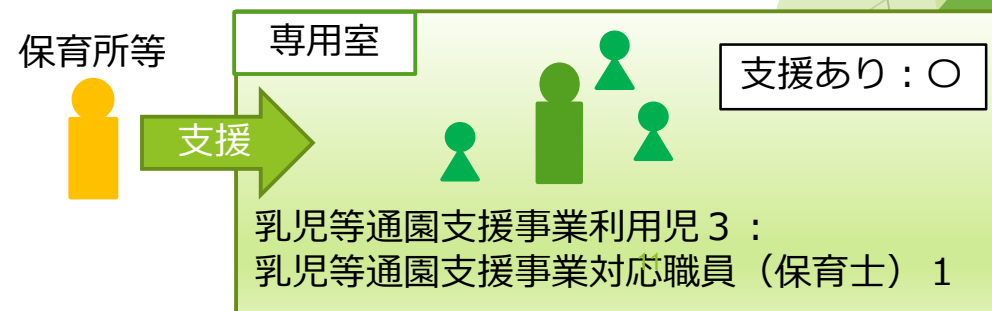
①乳児等通園支援事業を利用する児童の歳児と人数から計算した必要保育士数が1人以内であり、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育に従事する職員に限る）の支援を受けられる場合は、乳児等通園支援事業の専従職員（保育士）を1人とすることができる。

②乳児等通園支援事業を利用する児童が3人以下の場合で、在園児の保育が現に行われている保育室で事業を行い、かつ、当該保育所等の保育士の支援を受けられる場合は、乳児等通園支援事業の専従職員を1人とすることができる。



・一般型（専用室独立実施）

乳児等通園支援事業を利用する児童の歳児と人数から計算した必要保育士数が1人以内であり、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育に従事する職員に限る）の支援を受けられる場合は、乳児等通園支援事業の専従職員（保育士）を1人とすることができる。



(2) 受け入れるこどもの年齢・時間枠はどうするか

※同年齢保育、異年齢保育のどちらで実施してもよい。

[開所日及び定員設定の例①]

・定期利用方式で実施、月～金曜日、1回あたり2時間または2.5時間で預かりを実施する場合（A～Hの8グループ（枠）、定員計30人）

	月	火	水	木	金
1週目	A 10:00～12:00 (0歳児3人)	C 9:30～12:00 (1歳児3人)	E 10:00～12:00 (0・1歳児3人)	F 13:30～15:30 (2歳児5人)	G 9:30～12:00 (1歳児4人)
2週目	B 13:00～15:00 (2歳児5人)	D 13:00～15:00 (1歳児3人)			H 13:00～15:00 (1歳児4人)
3週目	毎週同じ子どもが利用	毎週同じ子どもが利用	毎週同じ子どもが利用	毎週同じ子どもが利用	毎週同じ子どもが利用
4週目					
5週目					

〔開所日及び定員設定の例②〕

・定期利用方式で、隔週利用（月・水・金曜日は1・3週目、火・木曜日は2・4週目）、1回当たり5時間（昼食あり）で預かりを実施する場合（A～Eの5グループ（枠）、定員計17人）

	月	火	水	木	金
1週目	A 9:30～14:30 (0歳児3人)		B 9:30～14:30 (2歳児5人)		C 9:30～14:30 (1歳児3人)
2週目	↓ 隔週で同 じ子ども が利用	D 9:30～14:30 (1歳児3人)	↓ 隔週で同 じ子ども が利用	E 9:30～14:30 (0歳児3人)	↓ 隔週で同 じ子ども が利用
3週目		↓ 隔週で同 じ子ども が利用		↓ 隔週で同 じ子ども が利用	
4週目					
5週目					

※ 1回あたり5時間のため、2週の利用で計10時間利用できる。

(3) 利用方式をどうするか

定期利用	利用する園、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法
柔軟利用	利用する園、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
定期利用 + 柔軟利用	定期利用を基本とするが、施設の入入体制に応じて利用可能枠を設け、柔軟に利用する方法

(4) その他

- ・食事を提供するかどうか、提供する場合、提供体制、献立作成方法等
- ・親子通園を実施するかどうか、する場合実施回数及び期間等（慣れるまで時間が掛かる子どもへの対応として有効であるが、長期間継続する状態としてはならず、また、利用条件としてはならない。）
- ・障害のある子ども・医療的ケア児等特別な支援が必要となる子どもや家庭の受け入れを行うか
- ・その他（キャンセルポリシー、災害発生時等の対応）

3 令和7年度姫路市こども誰でも通園制度モデル事業について

(1) モデル事業の概要

姫路市在住で、保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、モデル事業を実施しました。

- ・ 公立3園、私立7園の保育所・認定こども園で実施
- ・ 令和7年6月～8月、9～11月、12月～令和8年2月の3期で実施
- ・ 1人あたり利用時間は月10時間まで
1時間あたり300円の利用者負担が必要
- ・ 実施曜日・時間帯は園によって異なる
モデル事業ではいずれの園も1回2時間（9:00～11:00等）で実施
給食提供なし（おやつは一部の園で提供あり）
- ・ 受入歳児は園によって異なる
1回あたりの受入定員は2～8人（各園で設定）
- ・ 一般型（専用室独立実施型もしくは在園児合同型）で実施
- ・ 夏休み等の長期休業日や園行事実施日など、事業を実施しない日は各園で設定
- ・ 各園1～2人の専従職員を配置（保育士要件1／2）

令和7年度
姫路市こども誰でも通園制度
モデル事業のご案内

保育所等に通っていない子どもが、保護者の就労要件を問わず、月10時間以内で姫路市内の保育所等を利用できます。家庭とは異なる場所で、保育士や他の子どもとの触れ合いを通して子どもの育ちを応援するとともに、保護者の皆さんに対し、育児負担の軽減や子育て相談等の支援を行います。

対象となる子ども 姫路市に住所を有する子どものうち、保育所・幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）の子ども

利用可能時間 子ども一人につき月10時間以内

利用料金 1時間あたり300円
その他、園によって実費負担が必要です

申込期間 ●(第1期)令和7年4月14日(月)～4月30日(水)
●(第2期)令和7年7月～8月頃
●(第3期)令和7年10月～11月頃
※第2期・第3期については、決まり次第市ウェブサイトでお知らせします

利用期間(予定) ●(第1期)令和7年6月2日(月)～8月29日(金)
●(第2期)令和7年9月1日(月)～11月28日(金)
●(第3期)令和7年12月1日(月)～令和8年2月27日(金)

実施施設・応募方法等は裏面をご参照ください。

15

(2) 令和7年度モデル事業 申込実績

市内在住の対象となる未就園児がいる家庭を対象に募集を行ったところ、第1期は249人、第2期は296人、第3期は328人の応募がありました。応募数の増加状況から、制度の周知が進み、保護者の期待値も高まっている一方、受け皿の確保が求められています。

区域	園名	実施形態	第1期(6～8月)		第2期(9～11月)		第3期(12～2月)	
			定員	決定数	定員	決定数	定員	決定数
中部	市川台保育所	専用室	30人	22人	30人	24人	30人	20人
中部	中央乳児保育所	専用室	50人	35人	50人	43人	50人	39人
中部	五字ヶ丘幼稚園	専用室	40人	25人	33人	21人	25人	24人
中部	みどりヶ丘幼児園	専用室	60人	34人	36人	31人	36人	34人
東部	別所まるやまこども園分園	在園児合同	15人	11人	15人	15人	15人	15人
中部南	高浜保育所	専用室	30人	26人	30人	29人	44人	38人
南西部	やながせ保育園 大津みやび野分園	在園児合同	15人	15人	15人	15人	15人	15人
南西部	網干保育園	在園児合同	8人	5人	8人	8人	8人	6人
南西部	徳栄寺こども園	専用室	20人	9人	10人	10人	10人	10人
北西部	真愛幼稚園	専用室	50人	12人	50人	23人	25人	25人
合 計			318人	194人	277人	219人	258人	226人

※中部南や南西部を中心に応募人数が定員を超えたため抽選を実施し、一次募集の落選者を対象に各園の空き枠に対する二次募集を行い、利用者を決定しました。

(3) 令和7年度モデル事業実施園 ヒアリング内容より■

◇開所日・定員設定について

- ・通常保育を優先し、曜日を限って誰でも通園を実施する、園の行事日は実施しないなど無理のない範囲で行っている
- ・午前は短時間勤務の非常勤職員等を含め職員を多く配置している、在園児と同じクラスで実施しており（在園児合同型）、午後は在園児の午睡に重なる等の理由から、午前からの受入とした
- ・第1期を実施してみて、午後の需要が少なかったため、午前を定期利用として実施し、午後は、キャンセルが出た場合の振替や面談・事務に要する余裕時間として利用できるよう工夫している
- ・面積に空きがあるクラスで在園児と一緒に受け入れるため、募集歳児・人数を限定している

◇定期利用方式について（子どもごとに利用する園・曜日・時間帯を固定）

- ・一時保育事業と異なり、毎週決まった時間に決まった子どもが通園することで、保育士のシフト体制や見通しを持った保育計画が立てやすい。保育士が一人一人の状況を把握し、継続して対応することで、通園経験のないこどもも、徐々に園に慣れ、保育士との信頼関係が強まり、育ちにつながっている
- ・一回2時間なので、食事や睡眠時間の影響が無く、園に慣れていない子どもも短時間から園との関わりを始められる。慣れてきた子どもは、一時保育事業につながられる
- ・初回に親子でクラスに入る親子通園を行うことで、保護者の安心につながった

◇実施方法について（専用室独立実施型・在園児合同型）

- ・使用していなかった部屋を保育室として整備・活用した
- ・一時保育事業と同じスペースで実施。一時保育を利用する子どもがいる日は、それぞれの事業の専従職員がつくため、2人体制で預かりを行っている
- ・保育室をパーティションで区切り、誰でも通園と子育て支援事業で同時に使用している
- ・在園児クラスで、認可定員の範囲内（クラスの空き面積を活用）で、誰でも通園の子どもを受け入れている。一回2～3人と少人数で受け入れているので目が届きやすい
- ・園の活動に参加するなど、生活リズムを在園児にあわせている。クラス担任と誰でも通園の専従職員で、一緒にクラスの子どもを見守っている
- ・在園児の混乱を懸念したが、担当職員がつくため、特に保育への影響は無かった



◇職員配置について

- ・年齢・人数に応じた配置基準（3対1、6対1）を基本としつつ、子どもが慣れるまでの期間や担当職員が休みを取る日等、フリー保育士や副園長、主任などの有資格者がサポートに入っている
- ・余裕のある職員から人員を配置しているため、新たな採用は行わなかった
- ・日ごとに異なる子どもや保護者との対応が必要なため、経験のある保育士が対応している

◇食事対応について

- ・アレルギーや誤嚥のリスクがあるため食事は提供していない
- ・在園児のおやつの時間は、誰でも通園のこどもを一時的に別の部屋で過ごさせる

◇利用方法や事務負担軽減の工夫

- ・親子の写真と氏名をセットで掲示し、職員間で把握できるようにしている
- ・初回面談を複数人でまとめて実施。家庭での様子や発達段階は一人一人確認するが、食事提供が無いのでアレルギーの聞き取りに時間を要しなかった
- ・保護者にその月の利用回数をあらかじめ確認し、利用料を月ごとに前払いしていただくことで、確実な利用につなげている
- ・システム（こども誰でも通園制度総合支援システム）を使い、保護者が利用のキャンセルや空き枠の予約を行うことで、電話やメールでのやり取りを最小限にしている。保育記録や利用料の領収書発行もシステムで行っている
- ・キャンセルで生じた枠を別の利用者に利用してもらうことで、最大定員まで活用できている



◇子どもの様子・保護者の反応

・在園児に比べ登園間隔が開くため、場所や人に慣れるか心配したが、他の子どもと関わる中で、早い段階で泣かずに過ごせる子どもが多かった

・保護者からは、子どもにとって無理のない2時間×週1回のペースで、年代の近い友達と集団生活を過ごすことが良い刺激になっているという声を頂いている

・預けるときは不安そうな保護者が、登降園時のなにげない会話を通して、子育てする中での小さな疑問や不安感を解消し、笑顔で帰られるのが嬉しい

・保護者も子どもと離れ自分の時間を持つことで、毎週定期的にリフレッシュでき、事業を通して子どもの家庭では見られない姿や成長を見ることで、育児に対する負担感の軽減や楽しさに繋がっていると感じる

・地域の子育て支援の一つとして、さまざまな子どもや保護者と接することで、保育士の経験値向上にもなっている



・本事業をきっかけに、今まで園と関わりの無かった人から園を知ってもらう良い機会になっている

・事業を通して園の様子を見たり感じたりしていただくことで、子どもの入園先の選択肢の一つになり、園として受入のすそ野を広げることができる

・毎回2時間の積み重ねが子どもの成長に、保護者の子育て支援につながっていると感じる